

**伊平屋村農業委員会 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について**  
募集期間 令和2年8月5日（水）～令和2年8月31日（月）

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員はこれまでの選挙制から推薦・応募による村長の任命制となるとともに、さらなる農地等の利用の最適化を進めるため、新たに現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

伊平屋村農業委員会では、任期満了により新たな農業委員会体制となるため、次のとおり農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

1. 推薦・募集の対象及び定数

- ①農業委員 5人
- ②農地利用最適化推進委員 5人

2. 主な業務内容

- ①農業委員
  - ・農業委員会総会への出席
  - ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
  - ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
  - ・農地利用の最適化の推進に関する施策について提出する意見の決定
- ②農地利用最適化推進委員
  - ・人・農地プランなど、地域農業者の話し合いを推進
  - ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
  - ・耕作放棄地の発生防止と解消を推進
  - ・農地中間管理機構との連携

3. 任期

- ①農業委員 令和2年10月1日～令和5年9月30日 3年間
- ②農地利用最適化推進委員 委嘱の日から令和5年9月30日まで

4. 受付期間

令和2年8月5日（水）～令和2年8月31日（月）

※土曜・日曜・祝祭日を除く午前8時30分から正午、及び午後1時から午後5時

※郵送、ファックス、電子メールの場合は期間内必着とし受付の確認をすること。

5. 受付場所

〒905-0793 伊平屋村字我喜屋251番地

伊平屋村農業委員会事務局・農林水産課

TEL 0980-46-2002 FAX 0980-46-2606

メールアドレス

6. 提出書類及び詳細

※ 募集要項や各種様式については、伊平屋村ホームページからダウンロードして頂くか、農業委員会事務局にてお受け取りください。

## 提出書類

### ①農業委員候補者関係様式

一般推薦 農業者等3名以上が連名して、その代表者が推薦する場合

様式第1号 農業委員候補者推薦書（個人用）

団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他の団体の代表者が推薦する場合

様式第2号 農業委員候補者推薦書（団体用）

自ら応募する場合

様式第3号 農業委員候補者応募書

### ②農地利用最適化推進委員関係様式

一般推薦 農業者等3名以上が連名して、その代表者が推薦する場合

様式第4号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）

団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他の団体の代表者が推薦する場合

様式第5号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）

自ら応募する場合

様式第6号 農地利用最適化推進委員候補者応募書

## 7. 申し込みの注意事項

①申込書類に不備があった場合は、受付できませんので、記入漏れ、誤記等がないよう提出前に再度、確認して下さい。

②郵送による受付は、持参との公平性をはかるため、8月31日（月）必着となります。

③提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農業委員・農地利用最適化推進委員の任命・委嘱の手続きに係る事務のみに使用します。

④農業委員と農地利用最適化推進委員は、同時に推薦・応募が出来ますが、兼任は出来ません。

⑤次に該当する人は、農業委員及び農地利用最適化推進委員になることは出来ません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・市町村民税及び公共料金等に滞納がある者

## 8. 公表

候補者の及び推薦人に関する情報（住所を除く）は募集期間内の中間と終了後に伊平屋村掲示板と村のホームページで公表します。

## 9. 選考方法

農業委員は、選考委員会で選考を行い、議会の同意を得て村長が決定します。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会で選考を行い、決定します。

## 10. 選考結果の通知

農業委員は、議会の同意後に、農地利用最適化推進委員は、農業委員会総会後に通知します。

## 問い合わせ先

伊平屋村農業委員会 伊平屋村村役場農林水産課

電話 0980-46-2002